

「緑の基本計画」とは・・・

地球温暖化をはじめとする環境問題や、自然とのふれあいに対するニーズの高まりに因應するため、長期的な目標のもとに、緑の保全・創出を図ることが必要となり、そして、市民の皆さまや事業者の方々と、行政（市）が一体となって緑地の保全・創出を展開していく必要性が高まってきました。

平成6年6月、**都市緑地保全法**の一部改正により、「**緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）**」が創設されました。

「緑の基本計画」の特徴は次の通りです。

策定主体が市町村であり、それぞれの市町村が独自性を活かし、個性ある計画を策定することができます。

計画策定の段階から住民等の協力を得ることが必要です。檀原市では市民の皆さまを対象としてアンケート調査を実施し、計画への住民意見の反映を図りました。

公園・緑地の整備だけではなく、道路、河川、学校等の公共公益施設の緑化、民有地における緑地の保全及び緑化の推進まで、**緑全般について**将来のあるべき姿とそれを実現するための**総合的な計画**です。

「緑の基本計画」で対象とする「緑」は、樹林地、草地、農地等の植物で覆われた部分だけでなく、人々の憩いの場となる広場や河川やため池などの水辺地等についても良好な環境を提供し、様々な機能を有するオープンスペースとして緑地に位置づけます。